

「正当な理由」の判断基準

平成 30 年 8 月 3 1 日
川越市福祉部介護保険課

特定事業所集中減算の適用の対象外となる「正当な理由」については、平成 12 年 3 月 1 日付け、厚生省老人保健福祉局企画課長通知老企第 36 号第 3 の 10 において例示がなされ、川越市においてもこの例示に基づく運用を行ってきたところである。

今般、平成 30 年 3 月 22 日付けで同通知が改正されたため、これを踏まえ「正当な理由」に該当する場合を、下記の 1 から 6 までのいずれかの場合とする。

なお、同通知において、「実際の判断に当たっては、地域的な事情等を含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい」とされているため、最終的には、下記の基準に従い、個別に判断を行うものとする。

記

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 3 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合
- 4 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

ここにおける「サービス」は「実際に受ける介護サービスの質」そのものと解釈する。そのため、「上場企業」「CMで有名」「近所」「入所希望の施設と併設されており、入所に当たり有利になる」など、その事業所が実際に行っている介護サービスと直接関係しないものについては含めない。

また、本事由の適用にあたっては、個々にその可否を判断する事

となるが、少なくとも下記(1)～(4)のいずれも満たしている事が必要である。

なお、本事由の適用の対象者を除いて再計算した結果、80%以下となった場合には、「正当な理由」があるものとして取り扱うものとする。

- (1) 「サービスの質が高い」とする理由が介護サービスに関するものであり、利用者のみならず一般の被保険者以外の人にも納得できるものである。
- (2) 「サービスの質が高い」ことを判断する資料は、パンフレット、ホームページなどで一般でも容易に取得できる。
- (3) 「サービスの質が高い」ことを判断する理由の根拠となる資料は、当該事業所の恣意的な操作を排除した方法で得られたものであることが明らかである。
- (4) 利用者がその資料等を基に当該事業所を選択した経緯が記録（第6票等）などの書類で明示されている。

■参考■「サービスの質が高い」ものと考えられる例

- ① 地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見、助言を受けている。
- ② 埼玉県による「介護サービス情報の公表」において、全てに「あり」となっているなど一定以上の水準にある事が公表されている。
- ③ 訪問介護の「特定事業所加算」等、サービスの質が向上するための体制整備を条件としている加算を届け出ている。
なお、利用者負担等を考え加算を算定していない事業所については、書面等で同等の体制にあることを一般でも容易に知りうる状態にあると認められるときは、当該加算を届け出ている場合に準じて取り扱う。
- ④ 特定の医療行為を必要とする利用者を受け入れることが可能な事業所であり、かつ当該医療行為を利用者が希望し、医療行為が行われている実績が認められる。
- ⑤ ISO9001を取得している。
ただし、この場合については、市が個別に事情を勘案し判断する。

6 その他正当な理由と市長が認めた場合

当該事項を適用する際は、個別にその適用について判断することとするが、現時点で「正当な理由」と考えられるのは、次のとおり。

なお、この場合には、次のような事情を有する者又は事業所を除いて再計算した結果、80%以下となった場合には、「正当な理由」があるものとして取り扱うものとする。

(1) 該当するサービスにおいて社会福祉法人における減免制度を利用している者

[条件]

この場合、給付費明細書等の書面で該当者が当該事業所で実際に減免を受けていることを確認できることが必要である。

(2) 今回の算定期間内に従前の居宅介護支援事業者がやむなく廃止、休止となった結果、引継先として当該事業所で居宅介護支援をすることとなった者

[条件]

この場合、その経緯が明らかとなる書面の写しの提出が必要である。

(3) 市や地域包括支援センターが状況を把握した結果、支援が困難な事例と判断された者について、当該機関との調整の結果、当該事業所で居宅介護支援を開始することとなった場合

[条件]

なお、この場合には、その経緯が明らかになる書面の写しの提出が必要である。

(4) 利用者の状況についてアセスメントを行った結果、次に掲げる加算等の体制を整備している事業所をケアプラン上位置づける必要がある場合に、その条件に合致する事業所が当該サービス提供地域内に1箇所しか存在しなかったため、その事業所を使用せざるを得なかった者

[条件]

この事例の場合、アセスメントやケアプランなど記録上その事実が確認できること、サービス提供票（第8票）等で実際に利用していることを確認できることが必要である。

(5) 判定期間中に次の事由があった事業所については、正当な理由があると認め減算を行わないものとする。

- ① 事業所の休止を行った事業所
- ② 新規に指定を受け開設された事業所